

玉名市民会館 減免制度について

◆令和4年4月1日利用分から、教育機関を対象とした玉名市民会館の減免制度が始まります。

対 象 者			
玉名市内にある保育園・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・高校・大学の幼児、児童、生徒または学生			
利用目的	適用施設	全額免除する利用料金	免除しない利用料金
① ・対象者が文化、芸術、科学等の振興のために <u>演奏会等で利用するとき（連続した2日間以内）</u> ※入場料を徴収しない場合に限る	大ホール マルチホール 練習スタジオ 大楽屋 中楽屋 小楽屋	施設の利用料金 冷暖房の利用料金	器具等の利用料金
② ・対象者が文化、芸術、科学等の振興のために <u>全国大会等に出場するための練習会場として平日に利用するとき（1大会につき年3回まで）</u> ※地方の予選大会を通過し、全国大会の出場枠を得た場合	大ホール マルチホール 練習スタジオ	施設の利用料金 冷暖房の利用料金	器具等の利用料金
③ ・対象者が文化、芸術、科学等の振興のために <u>練習会場として平日に利用するとき（各学校年3回まで）</u>	大ホール マルチホール 練習スタジオ	施設の利用料金	冷暖房の利用料金 器具等の利用料金

- 申請者は、いずれも学校長または所長とします。また、演奏会等は、学校の主要な行事に限ります。
- 自己都合によりキャンセルをされた場合は、キャンセル料が発生します。（減免制度は、受けられません。）

◇提出書類◇ ※利用する日の前日までに提出してください。

- ・玉名市民会館利用料金減免申請書（様式1）
- ・事業計画書（①の場合）
- ・学校等の年間行事予定表（①の場合）
- ・全国大会等の要項（②の場合）

「音楽の都 玉名」づくり ～子どもたちの明るい未来のために～

《お問い合わせ先》

一般財団法人

玉名市自治振興公社

〒865-0016 熊本県玉名市岩崎152番地2
 TEL0968-73-5107/FAX0968-73-5108
<http://www.t-siminkaikan.jp>